

東日本大震災から 3 年を迎えるにあたっての決意

自由民主党・公明党

東日本大震災復興加速化本部

東日本大震災の発生から間もなく 3 年を迎えようとしている。これまでわれわれは、「震災 3 年目の冬を希望持って迎える」ことを目標に、3 次に渡り、政府に対し提言を行うなど、被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に総力を挙げて取り組んできた。

その結果、地震・津波の被災地域では、がれき処理は完了の目途がつき、住宅再建の工事が本格化する等、復興は着実に進んでいる。

また、原子力事故災害の被災地域でも、①早期帰還に向けた環境整備、②新しい生活を選ぶ方々への支援、③原子力損害賠償、④除染・中間貯蔵施設建設、⑤廃炉・汚染水対策のそれぞれの課題について、われわれの提言を十分に踏まえた対策が、速やかに閣議決定されており、復興への土台を築きつつある。

この間の政府や地元自治体、地元住民等の真摯な取組みに対し、改めて、敬意を表したい。

しかし、今なお約 27 万人の方々が避難生活を余儀なくされていることを直視し、一層の復興加速化に努める決意を新たにしていきたい。

また、発災から 4 年目を迎えるに当たって、復興ステージの進捗に伴い新たに浮かび上がってきた課題や未だ解決に至っていない課題が存在することも事実である。さらに、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等、将来に発生が懸念される大規模災害への備えをさらに万全なものとしていくことも必要である。こうした観点から、政府や地元自治体においては、以下に掲げる課題について、更なる取組みを行うことを強く求めたい。

1. 今後注力すべき課題について

- 復興のステージの進捗に伴い、基幹インフラをはじめとする被災地の復旧の段階から数多くの被災者の方々の暮らしの再建へと局面は移りつつある。今後は、可能な限り早期に、平穏な生活を送るうえで不可欠な生業の再建、復興の核となる産業の育成に一

層力を入れて取り組んでいくことが政治に与えられた責任である。

- 本年は住宅・まちづくりのピークを迎えるが、その完了までには2年以上の時間を要する。今後もさらに避難生活を送らなければならない多くの被災者の方々の健康対策、心のケア、生活支援、安全・安心対策に万全を期すべきである。特に、仮設住宅での孤立防止のために対策を強化すること。
- 仮設住宅等で暮らす子供たちの学習環境への配慮が重要である。子供たちが、落ち着いて教育を受け、学習できるような環境を整備すべきである。
- 被災地では、資材や作業員の不足、価格高騰を原因とした不落が未だ見受けられる。今後は、こうした事象にも十分配慮し、インフラ・住宅整備など復興に向けた取組みを着実に進めていくことが必要である。
- 発災後3年が経過し、結果として、各地域の復興の進捗には差が生じてきている。その要因には、地域の実情に応じて様々なものがあるが、各自治体が、地域住民の声を真摯に受け止め、住民に寄り添った復興の取組みを進めていく必要がある。
- 地域住民の暮らしの再建、地域の自立に向けた自治体の取組みを国としても支援していかなければならない。

2. 原子力事故災害の収束に向けて

昨年11月に政府に提出した、与党第3次提言「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」を踏まえ、様々な施策が閣議決定される等、原発事故災害からの復興に向け、大きな一歩が踏み出されたことは評価に値する。今後は、それらの施策を活用し、原発事故災害からの復興を本格化させることを期待したい。特に、①汚染水対策、②除染・中間貯蔵施設建設については、目に見えて進んでいると評価できるには至っていない。日々、厳しい環境の中で作業に取り組んでいる多くの方々のモチベーションの維持に配慮しつつ、30年ともいわれる長期事業を意識した安全・安心に抜かりのない取組みを政府に強く求める。併せて、風評被害に対する更なる取組みを進め

ていくことを求めたい。

3. 東日本大震災を踏まえた緊急時対応について

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、次なる大災害が予測される今、われわれが東日本大震災から学んだことを、如何にして次の大災害に活かしていくかについて、真剣に考える時期に来ている。

政府においては、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、「広域大規模災害」への対応として、2次にわたる災害対策基本法の改正等を行い、被災者や被災自治体への支援に関する国の広域調整権限の新設、プッシュ型の援助物資供給、災害非常事態布告時の政府方針の閣議決定など必要な見直しを行うとともに、「大規模災害からの復興に関する法律」を制定し、大規模災害発生時における復興に向けた国の体制を明らかにしたところである。

一方、この災害対策基本法は、自然災害のみを対象とするものではなく、「事故災害」を排除してはいないが、原子力災害対策特別措置法が特別法として存在することもあり、現実には、主として自然災害を念頭に置いて制度が構築されている。

しかし、今回、東日本大震災の発災とともに、東京電力福島第1原子力発電所の事故災害が併発し、そのことが避難生活の長期化を招き、インフラ・住宅等の復旧のあい路となってしまった事実を踏まえると、自然災害と事故災害との同時発生による複合的な災害をも視野に入れ、「想定外は存在する」ということを前提とした現行制度の見直しの必要性は依然としてある。

したがって、与党内において、複数の自然災害や、自然災害と同時に事故災害が併発することを想定した緊急時対応の在り方という視点から、今一度、東日本大震災における対応の検証・評価を行うとともに、現行制度の見直しの必要性等について、根本的に検討を行うべきものと考えられる。

その際、①発災前、②発災直後のフェーズに応じ、以下の点を中心に検証・評価、検討を行うこととされたい。

① 発災前

- 予測システムの研究・開発・活用
- データのバックアップシステム
- 非常時を想定した政府の体制・指揮命令系統の構築

- 政府機能の移転・維持（首都直下地震を念頭に）
- 原子力防災について、平時からの内閣としての責任ある体制の整備
- 防災訓練・避難訓練・防災教育の推進
- 災害対応ロボットの研究・開発

② 発災直後

- 複合災害時における司令塔体制の構築・強化
特に、原子力防災については、別途に原子力災害対策本部における一元的な指揮・命令系統の整備
- 首相の権限明確化及び私権制限の要否（企業に対する食糧等の供給義務、個人の所有物（自動車等）の撤去 等）

4. 終わりに

平成 27 年度までの集中復興期間が完了するまで残すところ 2 年余り。この 2 年間で、少なくとも津波・地震の被災地域においては、復興を遂げたと評価できるよう、復興の加速化に全力をあげなければならない。また、原子力事故災害の被災地域についても、早期に帰還可能な地域についてはひとつでも多く避難指示を解除できるよう総力をあげ、この大震災からの復興に向けて、引き続き、与党として、政府と一体となって、時には政府を叱咤して、復興の加速化に取り組んでいく決意である。それが与党の果たすべき責務であると考えている。

さらに、東日本大震災での経験及び復興に向けた決意を世界に示す場となる国連防災世界会議が、来年 3 月に仙台市で開かれることを踏まえ、今回の教訓を次の大災害にどう活かしていくかの検討を急ぐ必要もあることを忘れてはならない。